令和8(2026)年度とちぎ材の家づくり支援事業　募集の概要について

第４期

1 事業概要

県産出材を一定量(新築:材積による5区分、増・改築:材積による3区分)以上使用した住宅の建設に対する補助

2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30m²以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和9(2027)年3月5日までに対象事業(木工事)が完了すること(構造材のみの申請も可)	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の30%以上に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m³以上	60　万円	15m³以上	22.5万円
30m³以上40m³未満	52.5万円	10m³以上15m³未満	15　万円
20m³以上30m³未満	37.5万円	5m³以上10m³未満	7.5万円
10m³以上20m³未満	22.5万円		
6m³以上10m³未満	15　万円		

【県産JAS材使用加算(新築・増改築共通)】
県産JAS材を1㎥以上使用で1万円/㎥を加算
(上限10万円)

【伝統工芸品等上乗せ(新築のみ)】
以下のいずれかを内装材等に使用で
10万円上乗せ
・県産石材　5m²以上
・県産漆喰　40m²以上
・伝統工芸品
(鹿沼組子・日光彫)1m²以上

【木材に関しての留意事項】
◆構造材とは
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交(違)、間柱
◆合法木材とは
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
◆県産出材とは
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

3 募集期間

第4期	**募集期間**	**11/2(月)～12/11(金)(必着)**
	募集戸数	**新築:100戸程度** **(伝統工芸品等上乗せ:10戸程度)** **増改築:4戸程度**

令和8(2026)年度とちぎ材の家づくり支援事業第4期募集　事業の流れ

1. 募集(申請受付)(県木協連宛て)　11/2(月)～12/11(金)
2. 審査
3. **採択(交付決定)通知送付**　1/12(火)予定
4. **上棟報告**(県木協連宛て)　交付決定前の提出も可
5. 上棟確認(県木協連実施)　抽出実施
6. **実績報告**(県林業木材産業課宛て)　3/5(金)まで(厳守)
7. 検査(写真検査)
8. 検査結果通知・額の確定通知送付
9. **請求書提出**(県林業木材産業課宛て)　確定通知受理後10日以内
10. 補助金お振り込み　受理後30日以内

事業実施
(交付決定前に着手する場合は誓約書にチェックすること)

●栃木県木材業協同組合連合会　Tel:028-652-3687
●栃木県環境森林部林業木材産業課　Tel:028-623-3277